



第8章 景観重要公共施設の整備等に関する事項 (法第8条第2項第5号ロ)

1 景観重要公共施設の指定の方針

市民の日常生活に密着している道路や河川、公園などの公共施設は、景観を構成する大きな要素であり、地域のシンボルとなるものです。そうした公共施設の質を向上・改善していくことが、良好な景観を形成するための先導的な手法の一つであるといえます。

そうした公共施設の中で、本市の良好な景観形成に特に重要な役割を果たすものについては、国や群馬県をはじめとする管理者などと協議を行いながら、積極的に景観重要公共施設（※）に指定し、整備や利用を図ります。

景観重要公共施設指定基準

- 本計画の第2章「景観形成の方向性」、第3章「地域別景観形成の方針」に示した「高崎らしさの現れた景観」の一部を構成する公共施設
- 地域の景観形成の先導的な役割を果たす上で重要な公共施設

2 景観重要公共施設の整備に関する基本的考え方

2-1. 景観計画を踏まえた整備

本計画の第2章「景観形成の方向性」、第3章「地域別景観形成の方針」や第4章の「景観形成基準」（景観重点地区内では、景観重点地区における景観形成の方針・景観形成基準）へ適合するよう配慮し、構造物などの形態意匠や色彩、緑化などについて整備することとします。

また、補修・改修時に、景観阻害要素を徐々に除去又は改善します。

2-2. 協議会などの設置

景観重要公共施設に関わる行為の事業実施にあたっては、事前に法第16条第1項に規定する届出に準じた図書を提出のうえ、市と協議を行うものとします。

また、当該公共施設に関わる協議会などを設置し、市民や専門家を交えて協議を行います。

※景観重要公共施設とは

- ・景観法に基づき景観上重要な公共施設（道路、河川、都市公園、海岸、港湾など）について、管理者の同意により景観重要公共施設として定めることができる制度。
- ・景観重要公共施設の管理者が、景観計画に基づいて公共施設の整備や占用などの許可を行うことにより、良好な景観との調和を図ることができる。

◇景観重要公共施設として景観計画に定めることのできる公共施設

道路、河川、都市公園、海岸、漁港、自然公園法による公園事業に係る施設 など

3 占用許可に関する基本的考え方

3-1. 公共空間整備の一環となる占用物件など

- ・ 景観形成の方針や景観形成基準（景観重点地区内では、景観重点地区における景観形成の方針・景観形成基準）へ適合するよう配慮します。
- ・ 電線類地中化に伴う関連施設は、その他の道路施設と調和した色彩とするとともに、植栽などにより修景するか、道路景観に影響しない位置に設置するよう努めます。
- ・ 公共空間内に設置されるサインは、周辺のまちなみと調和するものとし、地域や公共施設の区域内で統一のとしたデザインとします。

3-2. 民間の占用物件

- ・ 占用物件の配置は、主要な場所からの眺望や景観の連続性などに配慮します。
- ・ 景観形成の方針や景観形成基準（景観重点地区内では、景観重点地区における景観形成の方針・景観形成基準）へ適合するよう配慮します。
- ・ 色彩や素材は、道路の仕上げや沿道の建築物などと調和し、経年変化に配慮したものとします。



景観写真展

景観写真展は、景観計画の策定に向けた景観資源の掘り起こしや景観に関する周知・広報を目的として、平成17年度から実施している事業です。写真は市民からの公募によるもので、高崎シティギャラリーで開催する展覧会では、撮影場所や撮影者によるコメントを添えて展示しています。また、展覧会終了後は作品集にまとめ、市内の小中学校や図書館、公民館などに配布するほか、市の景観形成事業などで活用しています。

本計画の策定にあたって、これらの応募写真は地域を知る貴重な情報源となりました。本書でも「第2章景観形成の方向性」や「第3章 地域別景観形成の方針」に多数掲載しています。



『高崎市の美しい景観写真展 6 作品集』

(1) 平成 17 年度 新高崎市の美しい景観写真展

- ・応募総数 89 点 (高崎 40 点、倉渕 12 点、箕郷 16 点、群馬 14 点、新町 7 点)
- ・開催期間 平成 18 年 2 月 17 日～2 月 21 日
- ・観覧者数 390 人

(2) 平成 18 年度 新高崎市の美しい景観写真展 2

- ・応募総数 72 点 (高崎 34 点、倉渕 4 点、箕郷 4 点、群馬 8 点、新町 4 点、榛名 18 点)
- ・開催期間 平成 19 年 2 月 9 日～2 月 14 日
- ・観覧者数 412 人

(3) 平成 19 年度 新高崎市の美しい景観写真展 3

- ・応募総数 85 点 (高崎 45 点、倉渕 7 点、箕郷 6 点、群馬 11 点、新町 7 点、榛名 9 点)
- ・開催期間 平成 20 年 2 月 8 日～2 月 12 日
- ・観覧者数 822 人

(4) 平成 20 年度 高崎市の美しい景観写真展 4

- ・応募総数 101 点 (高崎 61 点、倉渕 11 点、箕郷 10 点、群馬 8 点、新町 2 点、榛名 9 点)
- ・開催期間 平成 21 年 2 月 13 日～2 月 17 日
- ・観覧者数 953 人

(5) 平成 21 年度 高崎市の美しい景観写真展 5

- ・応募総数 114 点 (高崎 71 点、倉渕 2 点、箕郷 5 点、群馬 11 点、新町 1 点、榛名 18 点、吉井 6 点)
- ・開催期間 平成 22 年 2 月 5 日～2 月 9 日
- ・観覧者数 869 人

(6) 平成 22 年度 高崎市の美しい景観写真展 6

- ・応募総数 144 点 (高崎 93 点、倉渕 9 点、箕郷 12 点、群馬 8 点、新町 3 点、榛名 11 点、吉井 8 点)
- ・開催期間 平成 22 年 10 月 15 日～10 月 19 日
- ・観覧者数 674 人